

○総務省告示第八十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十条第二項の規定に基づき、登録認定機関として登録した株式会社コスモス・コーポレイションから技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年三月九日

総務大臣 武田 良太

一 技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
三重県松阪市桂瀬町七一八番地一 三重県度会郡度会町大野木三五七一番地二	三重県度会郡度会町大野木三五七一番地二

二 変更年月日

令和三年二月十五日